

令和3年度茨城県元気な森林づくり活動支援事業募集要領

1 事業の概要

森林に対する理解と関わりを深めていただくため、県民の皆さんが自ら企画立案した森林づくりや木づかい又は森林環境学習に関する活動に対して助成するものです。

2 茨城県元気な森林づくり活動支援事業費補助金の交付対象となる団体

次のすべての要件を満たす団体を、補助金の交付対象とします。

- (1) 自ら企画した活動を茨城県内で行う団体
- (2) 事業の目的を十分に理解し、そのPRや普及啓発活動に積極的に取り組む団体
- (3) 営利を追求しない団体
- (4) 会則等が整備され、明確な会計、経理を実施できる団体
- (5) 5名以上の構成員による活動が行われている団体
- (6) 事業による活動成果を公表することを拒まない団体
- (7) 事業による助成の終了後も、事業により整備した森林、施設及び物品等を維持管理できる団体
- (8) 事業を通じた森林湖沼環境税のPRを確実にを行う団体。

なお、県や林業関係団体等からボランティア活動に関するアンケートへの協力依頼やお知らせ等が届くことがあります。

3 補助金の交付対象となる期間

令和4年3月18日（金）まで

4 補助金の交付対象となる経費及び補助率、補助金の上限額、募集团体数

下表に定める補助対象事業にかかる経費が補助金の交付対象となります。

補助対象事業	補助率	募集团体数
<p>①森林づくり 森林づくりや森林の利活用を推進する活動に（植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、雑木林・竹林の整備、歩道開設、標識設置、ベンチ設置、その他森林内作業など）</p> <p>②木づかい 集会所の木質化、住宅団地などにおける木製遊具・あずまや・木製花壇・住居表示板・ゴミステーションの設置、きのこづくり、木工工作教室など</p> <p>【上記①又は②を行う団体に限り③を併せて補助対象事業とすることができます】</p> <p>③森林環境学習 親と子の森林教室、森の図鑑づくり、森の生き物調査、森林と水の学習など ※申請団体の所属外の参加者が必須となります。</p>	<p>10/10 かつ 1団体あたりの補助金の 上限額：250,000円</p>	<p>20団体程度 なお 5団体以内を新規 採択枠とする^(注)</p>

(注) 別に定める採択基準を満たした団体のうち5団体以内で、これまで交付を受けたことのない団体を採択します。

※平成20年度から令和2年度における茨城県元気な森林づくり活動支援事業で補助の対象となった活動内容と活動場所がともに同一である活動は補助の対象となりません。ただし、会員以外を対象とする活動で、対象者がこれまでと異なる場合にはこの限りではありません。

5 交付の対象と認める補助金の科目

補助の対象となった事業に係る以下の科目が補助の対象となります。

科 目	内 容
賃 金	専門的技術を伴う作業の実施に必要な技能者等を雇用するための経費（補助金の交付決定を受けた事業主体が属する団体の構成員に支払う賃金は対象外とする。）
報 償 費	外部講師、外部指導者等に対する謝礼
旅 費	外部講師、外部指導者等の旅費
需 用 費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費（事業実施に必要な事務用品及び簡易な機材（取得価格が5万円未満）） ※簡易な機材のうち、事業主体が、平成20年度以降に当該補助金を活用して購入出来る動力付の機器の台数は、補助対象事業毎に2台を上限とする。 チェーンソーや刈り払い機等、労働安全衛生規則等に定める、安全講習等が必要な機材を使用する場合は、事前に安全講習等を受講し、安全に事業を実施出来る体制を整える。 ・燃料費（チェーンソーや刈払機の燃料費等（自家用車の燃料費は対象外とする。）） ・印刷製本費等 ※食糧費（飲み物代、食べ物代）及び衣類は補助の対象外とする。
役 務 費	資材の郵送等に係る通信運搬費、ボランティア活動・林業体験等の傷害保険料等（長期の保険の場合には、活動日数分を対象とする）
使用料及び賃借料	会議室、トラック（貨客兼用自動車を含む。活動に必要な資材等の運搬を目的とするものに限る。事業主体・参加者など人の移動に要するレンタカー等は対象外とする。）、事業用機械器具等の借料
資 材 費	苗木代、支柱代、肥料代、防護ネット代等
原 材 料 費	木工教室、木づかいに係る事業の材料費等（木材については県産木材であることを証明できるものに限る。）※県産木材：茨城県内で伐採され、製材・加工された木材 ※看板代については、3万円以下とする。

6 応募方法

- (1) 応募方法 受付期間内に活動を実施する市町村を管轄する下記の農林事務所に持参または郵送してください。

県北農林事務所林務部門林業振興課

〒313 0013 常陸太田市山下町 4119 茨城県常陸太田合同庁舎内

Tel.0294-80-3370

県央農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎内

Tel.029-231-2079

鹿行農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 茨城県鉾田合同庁舎内

Tel.0291-33-4123

県南農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 茨城県土浦合同庁舎内

Tel.029-822-7087

県西農林事務所企画調整部門振興・環境室林業振興課

〒308-8510 筑西市二木成 615 茨城県筑西合同庁舎内

Tel.0296-24-9176

- (2) 受付期間 令和3年4月16日（金）から令和3年5月21日（金）まで
郵送の場合は令和3年5月21日（金）までの消印を有効とします。

持参の場合は、受付期間内の8時30分～17時15分（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）の間に提出してください。

- (3) 提出書類 応募申請書（様式第1号～様式第3号） 2部
応募申請書の様式は、県林政課のホームページからダウンロードできます。
提出された応募申請書の返却はしません。また、審査以外には使用しません。

7 審査

応募申請書の内容を次の審査項目に基づいて審査し、事業の採択を決定します。

審査項目

- 事業の目標-----県民協働の森林づくりの趣旨に合致しているか
- 事業の実現性-----実現可能な計画であるか
- 事業の公益性-----事業の内容が県民のためになるか
- 投資効果-----最小の経費で最大の効果が発揮できるか
- 安全対策-----事業にかかる安全対策が講じられているか
- 事業実施後の森林等の維持管理計画-----事業実施後における維持管理計画が明確であるか

8 補助金の交付申請

事業が採択となり補助金の内示通知を受け取った団体は、令和3年度茨城県元気な森林づくり活動支援事業費補助金交付要項に基づき、補助金の交付申請の手続きを行ってください。

また、補助金交付決定の後、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の請求により農林事務所長が必要と認めた場合には、補助金の概算払いを受けることができます。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、次の(1)から(6)に掲げた事項を遵守して事業を実施してください。

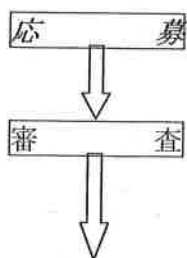
- (1) 交付決定を受けた後、別に定める範囲を超える補助金額の変更または補助対象経費の区分ごとの経費の変更をしようとする場合は、あらかじめ農林事務所長の承認を受けること。
- (2) 交付決定を受けた後、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、あらかじめ農林事務所長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を完了した場合は、完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（1通）および実施報告書（2通）を農林事務所長に提出すること。
なお、実施報告書及び添付する写真は、電子データ（一太郎またはワード）の形式でも提出すること。
(活動の実績等について、県林政課のホームページ等で公表いたします。)
- (4) 補助金の概算払いを受けた場合は、実績報告書と併せて概算払精算書を提出すること。
- (5) 補助事業に係る収入支出の帳簿および証拠書類（領収書等）を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 補助事業の対象となる事業を行う場合には、茨城県森林湖沼環境税による助成を受けた旨を、活動の場所、作成した印刷物等に明示すること。

例1：この森林は、元気な森林づくり活動支援事業（森林湖沼環境税活用事業）により整備しました。

例2：この印刷物は、元気な森林づくり活動支援事業（森林湖沼環境税活用事業）により作成しました。

10 応募から補助金の支払いまでの流れ

（斜体については、事業を実施する団体に行っていただく手続きです）



令和3年4月16日（金）から令和3年5月21日（金）まで

・交付を希望する団体は、応募申請書（2通）を、活動を実施する市町村を管轄する農林事務所長に提出してください。

令和3年7月上旬（予定）

・応募申請書を取りまとめた後、事業計画に対する審査委員会の意見をふまえ、知事が事業の採択又は不採択を決定します。



・知事は、審査結果を応募者に通知します。

令和3年7月上旬（予定）

・農林事務所長は、事業が採択となった団体あて通知します。

令和3年7月中旬（予定）

・事業が採択となった団体は、農林事務所長あて補助金交付申請書を提出します。

令和3年7月中旬（予定）

事業完了後30日又は当該年度の3月31日まで

・事業を実施した団体は、実績報告書及び実施報告書を農林事務所長に提出してください。

・農林事務所長は補助金の額を確定し、事業を実施した団体に通知します。

・農林事務所長は、事業を実施した団体に補助金を支払います。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。